

2019年10月から 幼児教育の無償化が始まりました

新制度未移行の幼稚園（私立）の利用者へ

入園料・保育料 → 月額2万5,700円まで無償

- 満3歳～5歳児（小学校就学前）の子どもが対象。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。
※月額2万5,700円を超えた分の入園料・保育料については、実費負担。
※給食費や通園送迎費等は無償化対象外。
※ただし、給食費のうち「副食費（おかず・おやつ等）」については、
年収360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の小学校3年生までの
範囲内で第3子以降の子どもは無償化の対象。（上限：月額4,500円）

（算定例）

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
—	3万円	2万5,700円	4,300円

※入園料は年間在籍月数で割った数とする。
（4月入園の場合、入園料は年間在籍月数の12で割った数とする。）

預かり保育利用料 → 月額1万1,300円まで無償（償還払い）

- 共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児～5歳児（小学校就学前）の子どもが対象。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）

（算定例）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※満3歳になった日から最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。（上限：月額1万6,300円）




※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象。

〔 上限：月額1万1,300円または月額1万6,300円から預かり保育利用料の無償化対象額を差し引いた額 〕

**無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」
を受ける必要があります。**

施設等利用給付認定（新1号認定および新2・新3号認定）

- 尼崎市に住民登録をしており、新制度未移行の幼稚園に入園する「保育の必要性がない」子どもは「新1号認定」の申請が必要。
- 尼崎市に住民登録をしており、新制度未移行の幼稚園に入園する「保育の必要性の認定を希望する」子どもは「新2号・新3号認定」の申請が必要。

保育の必要性がない子ども (専業主婦家庭など)	保育の必要性があると認定された子ども (共働き家庭など)	
満3歳～5歳児 (所得制限なし)	3歳～5歳児 (所得制限なし)	満3歳児 (非課税世帯のみ)
		
新1号認定	新2号認定	新3号認定

入園料・保育料の無償化対象

預かり保育利用料の無償化対象

※新2・3号認定の詳細は、尼崎市ホームページ「市報ID検索」欄から『1017483』を検索の上、「保育の必要性の認定申請の手続きについて」のページをご覧ください。

■入園料・保育料が無償化となるには、手続きが必要です。

⇒入園の内定を受けた施設から「施設等利用給付認定申請書（新1号認定）」を受け取り、必要事項を記入の上、内定を受けた施設にご提出ください。

■預かり保育利用料が無償化となるには、「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、「施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号認定申請用）」をご提出ください。

⇒手続きの詳細は、「施設等利用給付認定のしおり（新2号・新3号認定用）」をご参照ください。

■副食費無償化の詳細については、後日通知いたします。

■新制度への移行状況については、尼崎市ホームページ「市報ID検索」欄から『1003151』を検索の上、「私立幼稚園の紹介」のページにてご確認ください。

問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 幼稚園・高校企画推進担当
TEL：06-4950-5665/FAX：06-4950-5658